

美肌検定®規約

一般社団法人日本エステティック協会（以下、「協会」という。）は、美肌検定®（以下、「検定」という。）の受検手続及び運営に関する規約を次のように定めます。

第1条 基本方針

この検定は、一般の方向けに美肌になるための正しい肌知識を広めるために実施します。

2. 協会は、検定の受検手続及び運営について、この規約（以下、「規約」という。）に定め、公正かつ厳正に実施します。

第2条 受検資格

美肌に関心のある方すべてに受検資格があります。

第3条 開催場所・回数

検定試験は、全国の会場で年3回開催します。

2. 検定試験の開催場所・回数・開催日等は、その都度「美肌検定WEB」および「協会WEB」に掲載します。

3. 検定試験は、年3回以外、協会登録教室をはじめ特別に開催することがあります。

第4条 受検申込・変更

「美肌検定®」の受検希望者は、協会の定める期間内に、美肌検定WEBならびに告知物に記載されている方法により申込みを行い、受検料を支払うものとします。

2. 受検者都合による申込受付後の変更（次回以降への振替）や受検料の返金はいりません。

また、検定試験の欠席・キャンセルについても同様とします。

3. 受検申込書類は返却しません。

4. 申込者本人以外の受検は認めません。

5. 不可抗力または協会の責めに帰すべき事由により検定試験が実施されなかった場合、受検料は返金します。ただし、検定試験の中止による受検者の個人的損害については何ら責任を負わないものとします。

第5条 受検票と合格通知

協会は、所定の手続が完了したことを確認後、約 2 週間前までに受検者の登録住所へ受検票を交付します。

2. 受検者の住所等の変更があった場合、美肌検定WEB（<http://www.bihadakentei.com>）の「専用申込サイト」から受検者自身で変更手続を行うか、協会あてに連絡するものとします。
3. 検定試験の 5 日前までに受検票が届かない場合、受検者は協会に問合せるとします。協会は問合せがなく、受検できない場合は一切の責任を負いません。

第6条 受検上の遵守事項

受検者は、規約・受検上の注意等および試験監督官の指示を厳守しなければなりません。

2. 試験監督官より、不正行為と認められた場合、受検者はその回の検定の受検資格を失い、失格とします。
3. 試験監督官は、受検中における問題内容に関する質問については一切回答しません。

第7条 合格通知

合否通知は、受検日より概ね約 4 週間後に送付します。

2. 合格者には合否通知と併せて「AJESTHE 美肌エキスパート[®]認定証」を送付します。
3. 合否通知が届かない場合は、協会に問合せるとします。検定試験に欠席した受検者への合否通知は送付しません。
4. 検定試験の結果は、協会に問合せても回答しません。また、検定試験の結果・点数・採点に関する異議等も受け付けません。

第8条 個人情報の取扱い

協会は、検定に関して取得した個人情報を、個人情報保護法および関係諸法令等に従って、適切に取扱うものとします。

2. 個人情報は、検定の実施・検定結果の通知・検定に関する情報提供・その他検定に関する諸連絡等の目的に利用します。

第9条 再委託

協会は、検定試験等に必要な業務の全部または一部を協会の指定する第三者に委託できるものとします。ただし、委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行いものとします。

第10条 規約の改正

規約の改正は、協会理事会の審議を経て行います。